

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第4回審査)

(令和3年11月24日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第4回審査)

○開会の日時 令和 3年11月24日(水) 午前11時15分開議
午後 零時27分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	富岡幸夫	副委員長	佐々木 肇
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦弘樹	”	東 健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	岡崎健吾
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副	市長	川西伸二
教	育長	阿部謙一
公	営企業管理者	村田尚
総	務部長	吉田真
総	務部理事市長公室長	千代谷賀士子
企	画政策部長	松谷勇
財	務部長	吉田和久
財	務部税務調整監 政策推進監	樋山政之
民	生部長	杉澤一徳

福 祉 部 長	藤 島 純
健康づくり推進部長	中 村 智 郎
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅 原 典 子
経 済 部 長	立 花 一 雄
都 市 整 備 部 長	中 里 敬
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	木 下 尚 一 郎
大 畑 庁 舎 所 長	伊 藤 大 治 郎
脇 野 沢 庁 舎 所 長	工 藤 和 彦
会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
教 育 部 長	角 本 力
上下水道局長民生部理事	中 村 久
総務部政策推進監総務課長	野 坂 武 史
企画政策部政策推進監 健康づくり推進部副理事	小 田 晃 廣
総務部総務課総括主幹	葛 西 信 弘
総務部防災安全課長	古 屋 敷 均
企画政策部企画調整課長	福 山 洋 司
企画政策部エネルギー戦略課長	一 戸 義 則
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財務部財務課資金企画室長	菊 池 円
財 務 部 税 務 課 長	飯 田 啓 太 郎
総務部市長公室主幹	井 戸 向 秀 明
財 務 部 財 務 課 主 幹	立 花 幸 一
総務部総務課主任主査	畑 中 佳 奈
企画政策部エネルギー政策課 主 任 主 査	佐 藤 純 也

○事務局出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総 括 主 幹	櫻 田 誠	主 幹	堂 崎 亜 希 子
主 任 主 査	井 田 周 作	主 任	浜 端 快

(午前 11 時 15 分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日の審査は、前回審査において参考人としてお招きしたリサイクル燃料貯蔵株式会社との質疑応答を受け、また11月4日に理事者側により実施された同社に対するヒアリングの内容について報告を受け、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行います。まず、理事者側より説明を受けた後に各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、1人3回までとしたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑の回数については、1人3回までとすることに決定いたしました。

それでは、理事者側の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長(松谷 勇) 資料「11月4日のリサイクル燃料貯蔵株式会社とのやりとりについて」に基づきご説明いたします。

エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページに資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開き願います。10月22日の特別委員会での議論を踏まえてリサイクル燃料貯蔵株式会社からの文書での回答について、次の2ページから9ページにまとめております。この内容は、同社より11月19日に市議会へ文書で提出があったものでございますので、ご説明は割愛をさせていただきます。

10ページをお開き願います。10月22日の特別委員会における議論を踏まえて11月4日に行ったりサイクル燃料貯蔵株式会社へのヒアリングについて、次のページからまとめております。

11ページをお開き願います。ヒアリングの実施の趣旨及び目的についてご説明いたします。10月22日に開催されました当特別委員会において、リサイクル燃料貯蔵株式会社を招致し、委員の皆様による質疑が行われましたが、その議論の中で疑義が生じたため、確認することを目的に実施いたしました。市からは宮下市長、市議会からオブザーバーとして大瀧議長、佐々木隆徳副議長、富岡幸夫特別委員会委員長、佐々木肇副委員長が、リサイクル燃料貯

蔵株式会社からは高橋社長、赤坂常務、松下常務、青木取締役などが出席しております。

12ページをお開き願います。まず、「1基目のキャスクの搬入について」のヒアリング内容をご報告いたします。市からは、どこの発電所から搬入される予定なのか、また10月22日の特別委員会における委員の質問に対し、「今後の協議」や「調整」という答弁になった理由、併せて「共用化」との関係について確認をいたしました。

リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、1基目のキャスクについては、柏崎刈羽原子力発電所から搬入するという認識に変わりはない。「今後の協議」、「調整」と申し上げたのは、同発電所について、原子力規制委員会から特定核燃料物質の移動禁止措置を受けていることから、明言していいのか迷いが生じたものである。また、共用化については、電気事業連合会を含め、東京電力からも一切ないとの回答がありました。

13ページをお開き願います。次に、「会社としての主体性ある判断について」のヒアリング内容をご報告いたします。市からは、中間貯蔵事業は、あくまでもリサイクル燃料貯蔵株式会社の事業。人ごとのように振る舞うということは避けるべき。他律的な事項についても、リサイクル燃料貯蔵株式会社として、そのことを解決するためにどう行動するかということが大切であると指摘しております。その上で、新税に関して、市議会への意見書に記載した論点については「判断できる状況になれば」、また減免協議については「事業計画ができれば」、または「県の動向が見極められれば」という答弁について、リサイクル燃料貯蔵株式会社として、どのように具体的にゴールに向かって市に協力して行動するのかを明確にするべきということについて確認をいたしました。

リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、これまで同様、意見書の4点について判断できる状況になれば納税の責務を果たすということ及びその判断の時期については安全協定の協議までに、現在東京電力から事業計画が示されていないため、新税の協議を一旦待つていただきたいと伝えている。また、会社として主体性を持って取り組む点については、設工認や安全対策工事をしっかり前に進め、事業開始を目指すこと。それに伴い、東京電力の事業計画や青森県の課税の判断がなされるものであり、対外的な要因により、努力してもできないところは事業を着実に進めることで解決に近づくとの回答がありました。

14ページをお開き願います。「事業計画を示せないことについて」のヒアリング内容をご報告いたします。市からは、東京電力から搬入計画が示され

ないために事業計画が立てられないということは、事業の根幹が既にあるということ。市として事業の可否を判断できる状況にないと指摘した上で、仮でもいいので、今の時点で示せる事業計画を早急に示すというのが市民に対する誠意につながるのではないかと。根幹が揺らいでいるということを確認いたしました。

リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、当社が仮定で積み上げた計画が実際に違っていた場合、かえって迷惑をかける。東京電力から示された段階で計画を示したいとの回答がありました。

これに対し、搬入計画は東京電力が決めることで、全部それを受け入れるだけということか。市民へ、あるいは市議会へ説明責任を果たさなくていいのか。時期が来て、示せる状況になったときに、市民に駄目だと言われたらどうするのか。どうして段階的にやる努力をしないのかということを確認いたしました。

リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、具体的な数値で示すことができない。会社としてできることは、事業開始に向けて設工認並びに安全対策工事を進めていくことという回答がありました。

15ページをお開き願います。「議会に対する答弁のあり方について」のヒアリング内容をご報告いたします。市からは、むつ市議会はむつ市の最高意思決定機関であって、その場で中身の無い答弁をすることは、市民軽視とも受け止められかねない。具体的には、税率であれば、事業が立ち行かなくなるという話ばかりだけではなく、どれくらいならいいのかということについて、他の自治体のケースを標準として考えるなどといった話もできるのではないかと。財政需要では、議論を収束させる方向性での起因性の考え方や負担割合の基準を一切示そうとしない。課税客体では、「協議中だから答えられない」など、議会での答弁は物すごく重いことで、中身の無い答弁を基本的にはいけない。議会に呼ばれたら、物事をしっかりと進めなくてはならないと認識してほしいということを確認いたしました。

リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、会社として答えられるものは誠実に答えたという認識。東京電力の計画が示されていない状況で、今のところは前回の議会での答弁以上の回答はできないとの回答がありました。

これに対し、これまで操業開始の延期の問題があっても、むつ市として耐え忍んできた。その関係でいっても、答弁はあまりにも寂しい。税率や財政需要、課税客体について、社長の意気込みとしてどうしていきたいということが一つもない。例えば財政需要の内容確認について、事業の起因性や負担

割合の客観的な基準を社長の判断で示していくと言えれば次に進める。そういうことすらしないと市の見解を示しております。

16ページをお開き願います。「今回のヒアリングのまとめ」についてご報告いたします。市としては、全体を通じて、誘致した当初は様々な反対運動が起こり、中間貯蔵事業が争点になった選挙もあった。その中で、むつ市が青森県知事を説得して主体的に誘致を決めた歴史がある。また、震災により核燃料サイクルや原子力行政そのものが揺らいだときも、ぶれることなく支援を続けてきたのがむつ市、そしてむつ市民である。このことは重大なことで、重いこと。そのことを考えたときに、1年にわたって財政需要で協議するとか、あるいは「繰り返しになります」という答弁ばかりするのは普通は考えられない。会社の事情があったとしても、リサイクル燃料貯蔵株式会社として、それを何とか乗り越えるというのが筋ではないかという見解を示しております。

また、リサイクル燃料貯蔵株式会社への要望事項として、1点目、委員の皆様から特別委員会で質問があった項目について、答えていただいた内容が必要十分だったのかを改めて検証していただいて、文書でも的確に答えていただきたい。

2点目、事業計画を示すことについて、東京電力に対しても、今回の議論については正確に伝えていただき、今後議会の判断により特別委員会での招致あるいはヒアリングの形で話をさせていただく機会をつくりたいとお伝えしております。

なお、1点目につきましては、冒頭のご説明のとおり、11月19日にリサイクル燃料貯蔵株式会社より回答をいただいております。

17ページをお開き願います。リサイクル燃料貯蔵株式会社から十分な回答が得られていない事項についてまとめております。事業計画について。搬入量については、現時点の想定を「具体的に親会社から聞いていないから答えられない」ということで、市民に対する説明責任を果たしていると言えるのか。東京電力が公表している柏崎刈羽原子力発電所の再稼働計画を基に、搬入計画のシミュレーションと負担可能な税率の案を示すべき。

新税について。新税の実質的な負担者は、中間貯蔵事業の総費用を負担する親会社であり、親会社の担税力で判断され、決定権は親会社にあるのではないか。仮に県が課税することになっても、担税力を上回る事態は地方税法上起こり得ないのに、なぜ県の動向を見極める必要があるのか。意見書に記載されている六ヶ所再処理事業の受け入れ行為及び貯蔵行為への課税が再処理事業全体を対象としている根拠、また財政需要の中で中間貯蔵事業に起因

するものと理解できないものとは何か。これらの事項について、引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社へ明確に示すことを求めていくとともに、必要に応じて親会社へ確認していくことが必要であると考えております。

リサイクル燃料貯蔵株式会社に対するヒアリングのご説明は以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 先月22日に行われました特別委員会、私の質疑で保留となっておりました回答書も頂きました。その後、11月4日に行われた市のヒアリング、R F Sとの一連のやり取りを踏まえまして、R F Sに対して市長はどのように感じたのか伺います。

また、今後事業者とどのように向き合うのか、併せて伺います。市長のご見解を伺いたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、どのように感じたかということについていけば、一言で申し上げると主体性の欠如、これに尽きるということです。その委員会の中でも私、あるいは事業者の前でも申し上げたのですが、本当に核燃料物質を取り扱う事業者としてふさわしいのかどうか、そのことにすら今疑問を私自身は持ち始めています。あたかも自分たちは事業の認可さえ取ればよいというような答弁を繰り返していて、私たちに対してどう向き合うのかということについて、あるいは自分たちが会社として地域をどう支えていくのかというようなお話がほとんどなかったように思うのです。そのことについては非常に残念に思うわけですが、それがまず第1点目の答弁とさせていただきます。

また、これからどう向き合っていくのかということですが、今後も、そう言ってもコミュニケーションを取りながら、今私が申し上げた点についてしっかりと対応していただけるように、そのことを理解してもらうように、コミュニケーションを取っていきたいと考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） これまでのやり取りを踏まえまして、私としても、R F Sの答弁は不誠実そのものだと、全てにおいて先延ばししているような答弁しかなかったと、そのように受け止めております。そういう作戦といたしますか、対応といたしますか、そういった形で、我々市議会に対しても、もちろん市に対しても、そういう対応をしているものと受け止めております。これは、中間貯蔵が極めて安全だったとしても、万が一の事故が発生したときに、

同じように、世間の批判が沈静化するまで、ただ単に平謝りするなり、時間がたてばみんな忘れてくれるのだというような考えと受け止めざるを得ないと思っております。そのような事業者の倫理観に欠けた対応を会社としての主体性のない答弁の繰り返しと私は受け止めておりますが、これは絶対に許されるべきことではありません。当然そのようなことはないと思いますが、このことに対して、改めて市の見解、考え方を伺います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今のご発言を聞いていて、この８年間、私になってから今８年目になりますが、８年間でちょっと振り返ってみると、かなりやはりR F Sの私たちに對する対応というのは変わってきているなというふうに思うのです。なつて当初の頃は、立地のときから携わつて、立地の頃ぐらいから携わつていた当時の社長とは、ある意味本当に日々、R F S社に關して、事業開始のことも含め、あるいは地域の在り方も含めて、意見交換をしながら進めていたような状況でありました。そのことは国に對して、あるいは県に對して、どのような形で要望や、あるいは協力体制を築いていくかというようなこともしつかり相談しながらやつていたように思います。

ところが、一方で、この数年というか、社長が何回か替わるごとに、ほとんどそうしたコミュニケーションも取つていない感じになってきています。別にそれは事業者と市側が癒着しているとか、そういう意味ではなくて、しっかりとした形で、地域の未来を語り合う場面や、あるいは連携してこの事業をうまく進めていこうという場面がもう圧倒的に少なくなつてきているような気がします。そういうことは私たちが反省する、むつ市側が反省すべき点なのかもしれませんけれども、大いにそのことは、R F S社の今の体制は自覚し、反省しなければいけないのではないかなというふうに思つています。

ですから、先ほど倫理観の欠如という話がありましたが、それはあつてはならないことですし、普通の会社ではないんですね。やはり使用済燃料という核燃料物質を扱う会社ですから、より高い倫理観、そして開かれた議論というか、開かれた形で会社を運営することが必要になると思つますし、その根底にある、それを一番支えていくのは、市民の皆様とのコミュニケーションも含めて私たちとのコミュニケーションだと思つますので、しっかりとそのことについては繰り返し伝えていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 当時どのような思いで杉山市長なり当時の議会の皆さんが誘致を決定したかと、そのような思いを徹底した形で事業者は受け止め

ていただきたいと。答弁は求めませんが、そのようなことを自覚していただきたいと、その思いで質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） これまでの一連のやり取りを通じて、R F S社は、主体性を持って取り組むこと、また自分たちで考えるのを放棄しているのではないかと率直に感じております。何かにつけてほかのことのせいにしようとして、例えば「震災が」や「規制委員会が」と言っていて、責任逃れとも言えるような対応ばかりしてきたという印象であります。あたかも自分たちは安全審査だけ通ればよいという立ち回りになっており、これは大きな問題であると思います。

事業者として地域と向き合い、地域と一緒に地域づくりをする、そしてあるいは自分たちが主体性を持って親会社や関係機関と調整し、むつ市のためにやるということであったので誘致したものと認識しており、本特別委員会などにおいても、立地に関わった先輩議員からも当時の思いなどを伺ってまいりましたが、R F S社においては立地当時のその思いが全く感じられず、非常に残念に思いますが、まずこのことについて市の見解をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

事業者にとって何よりも大切なことというのは、やはり地域と向き合うことではないかと思っています。これまで市民の皆様の当時の思いが裏切られることで、市民の皆様のこの事業に対する思いということが変わっていくということに、私たちは危機感を持つべきではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 今後においては、しっかりと当時の思いというところに立ち返って対応をお願いしたいところでありますが、R F S社へのヒアリングの中で、新税の税率について、市側から「どれくらいならいいのかというのは他の自治体のケースでももう既に言えるはず。各地域で使用済燃料税がかけられているとすれば、それを標準として考えるということではどうかという話だって言えるはず」という発言があったと資料に記載がありますが、仮にR F S社が他市町村は貯蔵のみ500円とか600円なので同じくらいでお願いしますということでは言ってきた場合は応じるのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

このことにつきましては、議会のほうで皆様における議論をいただく内容かなと思っております。ただ、実質的税負担者でございます親会社の担税力から見まして、現状の額でも過重負担ではないと考えている反面、リサイクル燃料貯蔵株式会社は地元企業であります。また、徴税で苦しめることは本意ではございません。そういうことから、経営上の根拠と合理的な根拠が示されれば、受け入れる余地はあるものと考えております。

いずれにいたしましても、主体性を持って議論を進めようということであれば、こちらもしっかり誠意を持って対応したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 私のほうから、まず搬入計画に関する質疑をさせていただきます。

今年の4月に東京電力が当初の年間200から300トンの計画どおりの搬入が困難であるということを公表する前ですが、そもそも事業開始して1年目には何トン、2年目には何トン、3年目には何トンという具体的な搬入量の提示があったことと思いますが、その点に関して、確認の意味も込めてお尋ねいたします。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 具体的な搬入量の件についてお答えいたします。

4月に東京電力のほうから年間の搬入量に変更になる旨の報告がある前の計画ということになりますけれども、1年目が12トン、2年目が60トン、3年目が97トン、4年目が101トン、5年目が150トンの搬入計画であったということを確認させていただいております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 実際現状は東京電力から何も計画が示されていないという段階で、今の段階は白紙に近い形で今の協議が進められておりますが、これから総務省協議に移行していくお話もありました。総務省協議は、相手方の同意は要件とはなっておりません。

しかし、一方で年間の搬入量と担税力には深い関係があるものと理解しております。だからこそ議会も減免条項をつくり、また市側も真摯に協議を続けているわけではありますが、そう考えるならば、今の税率を賦課して、担税力に応じてR F S社に搬入させればよいのではないかという考え方もできます。つまり例えば年間1億円しかR F S社が払えないと言うのであれば、逆

算して1億円分の納税でとどめられるように搬入するという考えもございません。これはR F S社が、先ほども言いましたが、東京電力が具体的な計画も示せないという回答だけではなくて、逆に向こうのほうからそういった提案もあってもいいのではないかと。だからこそ我々市議会、減免条項も付加してこれまで協議してきたわけですが、これまでの一連の協議の状況を踏まえると、3月に市議会に意見書を提出されておりますが、そこから何も進展がないという印象しかないのです。もっと言うと、減免協議にすらたどり着いてはいないのではないかとこの印象さえ持ちます。

よって、この際、もう減免協議はせずに、そもそも減免条項すら削除して、総務省協議に臨み、成立させてしまえばいいのではないかと考えますが、この点に関して市長の見解をお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 重大な指摘だと思っています。減免条項そのものを削除するという事は、これはもう事ここに至っては、私は一つのアイデアだと思います。その上で、支払える額の方だけ持ってきてくれと言うのは、これはすごくあり得る話だなというふうに思うのです。

ただ一方で、まだ計画がどうなるかという話自体を事業者から正確に、この場合も含めて聞いておりませんので、その結果を見極めた上で、今原田委員におっしゃっていただいた選択肢も今後検討していこうというふうに考えます。その際には議員の皆様のご協力も必要になると思いますので、その点もご理解をいただきたいと考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 一方で減免をとということであれば、先ほど富岡直哉委員のほうからもありましたが、他自治体の例が幾らでもございます。計画が示せない限りは税率が示せないというのは論外ではないかと思えます。今後どのようにしてその点をR F S社に理解させるのか、また理解しようとしなくて、時間稼ぎに終始するR F S社に対して、またその親会社に対して、今後どのように整理していく方向なのか、最後にお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 率直に申し上げて、理解をさせるというのは、理解しようと思う向こう側の意思がないとなかなかうまくいかない。これは、皆さん、ここにR F S社が来たときに大分原田委員もやり取りしてもらって、ある意味全然かみ合わないようにしか答弁しなかったと思うのです、彼らは。でも、逆に彼らが、R F S社がですよ、原田委員が言っていることに対して、しっかりと答えようと思えば答えられたはずなのです。だから、そこにすご

く今そごがある状況というか、うまくいかない核心の部分があるのかなというふうに思うのです。

したがって、理解させるとかするとかということではなくて、私たちとしてはもう、これはもうそういう税率なのですということでも成立させてしまうということなのかなと。実際に運び込まれる段階になったときに、減免するのかどうか、そのままあるいは課税するのかどうか。課税が課題だというふうに言うのであれば訴えてくれと。そうしたら我々は応訴しますと。私たちはそれで、私たちの様々な考えの下に課税しているのですから、それはある意味法的にもチェックして出しているわけですから、訴えてくれというようなことを言うだけでも成立させるべきものなのかなというふうにも最近も考えています。ただ、そうした対立が市民の方々からどう見えるのかということについては、しっかりと私たち自身も、あるいは会社自身も考えるべきことだと、そのようには考えてございます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 私は、11月4日のヒアリングの際にオブザーバーとして参加しておりました。その際に感じたこと、そしてまた何の回答をしているのかなというふうに分からない部分が結構あったのですが、資料にもありますように、RFS社として主体性を持って取り組めるのは、事業開始に向けての審査対応と工事を前に進めることだと、このように発言をしております。そんなことは言うまでもなく、当然やらなければならないことであり、そんなものを宣言して何の意味があるのか、全く理解に苦しみました。市長として、そういう発言を聞いたときにどういうふうに感じたのか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

また、事業計画がないということにも衝撃を受けました。核燃料物質を取り扱う事業者が、立地のときだけいい顔して、いざ事業が始まるとなったときには事業計画はない、普通こんなことは考えられないこととございます。この事業は、普通言う、ただの倉庫業であれば別ですけれども、ただの倉庫業ではありません。核燃料物質がある使用済燃料を貯蔵する事業で、また社会的にも、日本のこれからの将来のエネルギーにも影響するような大きな事業でございます。その事業をする会社が自分の会社の事業計画を決められない、そういうことであれば、燃料の搬入元である親会社の東京電力や日本原電に話を聞くべきではないかと、私は11月4日のヒアリングをしている際にそういうふうに感じたものでございますが、市長はこれらのことについてどのように考えているのか、お話をお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず第1点目ですが、事業開始に向けた審査対応と工事を進めるということを宣言して何の意味があったのかというお話の中で、それをどういうふうに思ったかについてですが、私も本当に率直に、新社長なりたてですから、本当に私たちの関係を理解しているのかなと、よく分かっているのかなと、このことを率直に思いました。事務方からは一生懸命そういう説明を受けたのでしょうけれども、社長として言うべきことというのはそういうことではなかったのではないかというふうに思います。地域とどう向き合っていくのかということや、あるいは国策である中間貯蔵事業というものとむつ市立地地域との関わりについて、その中で事業をどう進めていくのかということを中心性を持って前向きに何かお話をいただけるものと思っておりましたが、そういうことはなかったもので、その部分については非常に残念でありました。

2点目のやはり親会社にも話を聞くべきではないかということについては、そのとおりだと思っておきまして、ぜひこの場で、私が聞くというのはもちろんそうですけれども、この場で、前回同様に様々な多様な論点を両者に投げかけていただきたいと。それをまた私たちとして整理をして、私たちとして聞くべきことがあればお伺いするという形にしていきたいと思っております。

大切なのは恐らく、恐らくというか、恐らくではないですね、これはむつ市だけの問題ではないのです。青森県の問題もそうですけれども、国の問題でもあると思うのです、私これ。この異常事態を本当に国が理解しているのかと。つまり中間貯蔵事業をやりますと、核燃料サイクルの中核的な位置づけですというふうに、エネルギー基本計画では書いてある。ところが、その中身がなくなっているという。一方で、何かよく分からないですけれども、いわゆる共用化みたいな話で電事連が来たり経済産業省が来ている。でも、実際の私たちのところの事業というのは中身がなくなっていると、この異常事態が国が本当に理解しているのかということがあると思うので、当然私たちとの関係では、親会社等に議会を通じてヒアリングするのもそうですけれども、私自身としては、このことについてはしっかりと国や経済産業省にも確認をこれからしていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） また、ヒアリングの際に、今の時点で示せる事業計画を早急に示すべきという指摘に対して、会社側では、当社が仮定で積み上げた計画が実際に違った場合、かえって迷惑をかけるというふうな回答をしてお

りましたが、先ほど原田委員のほうからも話がありました、200トン、300トンという当初の計画が仮定であったために、私たち市民を不安にさせ、財政計画を立てられない事態に陥っているということを会社側は自覚してもらわなければなりません。今さら仮定の計画はできないと言い出すことは、全く私たちは承服できません。とにかく今現在示せる計画を示していただきたいと、このように考えますけれども、市長の見解はどうでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身も、かえって迷惑をかけるという言葉がすごく引っかかっている、いやむしろ今とっても迷惑かかっているのですよというようなことを深く深くやはり同社は自覚してほしいなというふうに思っているのです。

立地を了承したときには、その前提の計画があったのです。それが仮の計画だったとしたら、私たちは仮の計画に基づいて立地を承認したということになってしまうわけです。それは一体何なのですかという話であって、少なくとも、では最初のその計画、立地協定の前提となった計画がいつの時点でどういうふうになって、今後どういう見通しになっているのかということは、これは明確に示していただかないと、私たち自身が市民の皆様に対する説明責任、これ果たせません、私自身も、市議会としても。

そういうことだと思いますので、しっかりとその点については、東京電力及び日本原電の両者からぜひ、まずは議会でヒアリングしていただきたいと思います。その後私たちとしても必要なフォローをさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） あとヒアリングで感じたことは、この事業計画をつくれないと、R F S 社が。ということは、私は非常に変だと。R F S 社は、自分のところで何か製品を作って、販売し、そして営業する会社ではないと。東京電力、日本原電からそういう使用済燃料を搬入して、預かってから運営するという会社なわけです。そのためには、自分たちの1か月の、例えば1年の社員の給料、いろいろな経費、そういう形が全部出るはずで。そういう形で東京電力、親会社に、むつ市に新税を払うための経費、いろんな経費を出して、このぐらい入れてください、このぐらいの形でやってくださいと、そちらから、自分のほうから要求しないと、では東京電力でこれでやれと言われたときに、では給料も払えない、運用もできないという形になったらどうなるのかということになってしまいますので、恐らく自分のほうから、やはりこのぐらい搬入していただきたい、こうやっていただきたいということ

を言えるような立場だと思えるのですけれども、市長はどうでしょうか。そういうあれは、今までの交渉の過程でなかったでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 少なくとも自分の会社の事業について説明ができないという会社は、そのときも言いましたけれども、あり得ないです。ないので。例えばむつ市役所を預かっていて、むつ市政を預かっている私が来年度の施政方針について、議会で「ありません」と言ったらどうなりますか。即不信任ですよ、これ。当たり前です。ある会社の社長が、どここと言うと、これはまた支障ありますけれども、ある会社の社長が取締役会で来年度の方針について説明できなかつたら解任されますよ、これ。

あのときも説明、あのときもというか、R F S社が来たときも言いましたけれども、R F S社の株主はもちろん出資している東京電力と日本原電ですけれども、地域と一緒にこれから歩いていくという会社でいけば、株主といえばむつ市民だと言ってもいいのです。その人たちに対して、その人たちというか、私たちに対して、私たちむつ市民に対して、事業の計画の内容が説明できない会社を私たちがどうやって応援したり後押ししたり、あるいはその事業について賛否を述べるのが可能なのですかと、そういうことだと思えるのです。ですから、それを単純に親会社が示さないからできないのだと言ってしまうということの軽さというか、そういうのにすごく私自身も衝撃を受けています。そのことだけお伝えをさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 前回も総務省協議についてお尋ねしましたけれども、R F Sの対応は、いつまでに何をやるのだということは何も言いませんでした。その際、社長さんの発言からは、R F S自身がむつ市の行う総務省協議を止められないと言っていました。いつまでも足踏み状態を打破する意味からも、やはり総務省協議に進んだほうがいいと私は常々思っているのですけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

年明けには、準備が整い次第、総務省協議に進むということに変わりはありません。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） その上で、R F Sの担税力は親会社に依存するものである以上、親会社に対して担税力の確認ということも必要になると思います。

先ほど来大瀧委員からもそういう発言がありましたけれども、そうした観点から、親会社を参考人として、しっかり話を聞く機会を設けるべきだと思いますが、再度市長にお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） もはや、まず法的に見て、特定納税義務者はR F S社ですので、基本的にはR F S社からの聞き取り、そことのある程度の合意、合意がなければそのまま持っていくということですので、親会社の担税力そのものを親会社に聞き始めるとまた交渉が長くなりますから、それはないというふうに思います。

ただ、大事なポイントは、私たちの新税の徴収がしっかりとした形で総務省で認められる、これはもう大丈夫だと思いますけれども、認められるということがまず第一で、その後、それはもちろん課税するわけですから、課税するという今の税率や税目に対して、何か先方がクレームがあったりする場合があるはずだと、減免してほしいとか。でも、それに応じるか応じないかということが次の論点であって、大事なことは、私たちは、ちゃんと法的にそれが正しいものなのか、今後の協議の過程の中ではしっかりと、顧問弁護団等結成して、そこと協議をしながらやっていきたい、このように考えています。つまり訴えられてもしっかりと立っていけるような、そういう形まで整えた上で今後進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） これまでもいろいろ何十回もR F Sとの協議を重ねてきました。そして、この現状を打破するために、やっぱり総務省協議に一步進んで行くべきだと私は常々思っていますので、そこのところを市長も決断して、ぜひ総務省協議に前向きに進んでもらいたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 私のほうからは、金属キャスクの健全性について確認いたしました。どの程度で金属キャスクが損傷するのか、また損傷した場合、放射能が漏れ出す危険性はないのかという部分で話ししましたが、リサイクル燃料貯蔵株式会社のほうからは、仮想的な大規模津波、こちらは県の試算した波高の2倍に当たる23メートル、こちらの津波が来た場合でも、貯蔵建屋の一部がまた損傷したり、鉄骨がキャスクへ落下することを想定したとしても、漏えいすると仮定して評価した場合であっても、線量の上昇はほとんどなく、安全性は問題ないという回答をいただきましたけれども、市

長の金属キャスクの健全性についての受け止めをお聞かせください。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、R F S社、中間貯蔵事業というものの安全性というのは、簡単に言うと、あの施設で何か爆発が起こることはないのです。これは間違いなくない。どう考えてもないです。ミサイルを撃ち込まれるとか、そういうことはあるかもしれませんが、他国からですよ、そういうことはあるかもしれませんが、自発的にあの施設で爆発的事象が起こることはないです。そうすると、それは再処理工場とか、あるいは原子力発電所とは違って、本当に周囲何十キロ、30キロにわたって、放射能というのですか、これが拡散するという事は、これはまずあり得ないことなのです。これはあり得ないこと。そこは、中間貯蔵事業の本質的な安全性の問題です。

次に、キャスクというところでいけば、これも極めて高性能なものでありますし、基本的には核物質というのが漏えいするという事は、これは考えにくい。これがある意味津波が来て、それが転がっていったとしても、固定しているところから転がる、それもあまり想定できません。転がっていったとしても、そう簡単には漏えいしない。ついているときに落ちたとしても、そう簡単には漏えいしない。でも、もしかしたら漏えいするかもしれない。蓋が開いてしまうかもしれない。でも、蓋が開いたときでも、その蓋が開いたことによって核物質というのが広範囲にわたって拡散するわけではなくて、その施設内にとどまるであろうというふうなことは容易に想定できる。だから、そういう意味で、その安全性というのは原子力発電所や再処理工場に比べて高いし、さらにキャスクの構造がそれを高めているということは言えると思うのです。これは大前提です。

ただ一方で、安全性の対策というのは終わりではなくて、これが50年やったときにどういうふうに経年劣化するのかとかという話は、これはしっかりやっぱり、今もちろんやっていると思いますけれども、考えなければいけない。まだ住吉委員が議員になる前ですけども、低レベル放射性廃棄物も、むつ市の関根で今保管しています、原子力船「むつ」の関係のやつ。あれはドラム缶で、物質が漏えいしたことがありました。そのときは、放射能とか放射線というのは当然出ませんでしたけれども、ただ単に管理しているドラム缶ですらそういうことというのは起こるわけです。

ですから、油断なく、キャスクの管理、貯蔵管理というのはやらなければいけないというのは間違いなくのことですし、そのことについて、私たち自身が50年間しっかりと監視の目を光らせるということも大事なのです。ですか

ら、むつ市民とか、むつ市議会とか、むつ市役所は、その大きな負担を背負っているということは、これは言うまでもないことですので、そこを併せてご理解をいただきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 私のほうから、親会社の招致に対してでございますが、全体を通じまして、R F S社の社長ご自身が答弁していることなのにもかかわらず、今回の報告を見ると、一担当者が答えるような事務的な答弁しかないと感じております。現状がどうあるのかではなく、これからどうあるべきか、これからどうしたいのかをR F S社長としての思いを語っていただきたいかと思うのですが、それが全くと言っていいほどなかったと思っております。ということは、そういう答弁ができない、言うことができないということは、社長として、どうあるべきか、これからどうしたいかについて言及する権限がないのではないかと感じております。

また、いずれにしても親会社である、計画がしっかり出てこないというこの一点張りで、そのようなことは何もかも進められない状況に、親会社に対して計画を示すよう働きかけるという主体性を持った行動をするような姿勢が全く見受けられませんでした。このような姿勢であれば、やはり主体性のないR F S社との対話より、直接親会社に来ていただき、委員会として事情聴取をするほかないのではないかと思います。

他の委員の皆様からも同様の意見が出てはおりますが、これは委員長にお願いすることになると思います。その点について、先ほど来お話をいただいておりますが、再度市としての見解をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まさに委員会で決めていただくことだというふうに思っておりますし、できるならば私自身も委員会に前回同様参加させていただきたいと考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ただいまの意見につきまして、特別委員会としては、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、またまた再度ではございますが、親会社であります東京電力、そして日本原電の関係者を特別委員会へ参考人として招致、しっかりとこの場で事情聴取をしていただけるよう要望させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今皆さんの質疑を聞いて、本当に残念に思うのですけれ

ども、実は私10月22日の委員会において、R F S社の社長の委員に対する答弁、そして11月4日のR F S社のヒアリング、それを見て、再度そういう思いもしたのですけれども、全然事は進まない。どういうことなのか。R F S社の社長は親会社の東京電力の話をするし、そういうことで、実は私は、自分たちが誘致したとき、どういうことだったのかということ、若干備蓄センターの概要とか安全協定をちょっと見ました。

そういうことを踏まえて、平成16年2月、今から19年前ですけれども、リサイクル燃料備蓄センターの概要が東京電力株式会社から提出されました。そして、その次の年ですけれども、平成17年10月に、今から18年前です。むつ市、青森県、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社で立地協定が締結されました。この協定書の1条で、リサイクル燃料備蓄センターの概要に示されている使用済燃料の貯蔵について、遵守事項が定められていて、特にこの中に、中間貯蔵施設が50年だけの施設であることが約束されています。一方で、協定書の中では、そのほかのリサイクル燃料備蓄センター概要に関する事項は、品質保証の部分を除いては、あまり触れていません。

そこでお尋ねします。平成16年に東京電力から提出されたリサイクル燃料備蓄センターの概要と使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書、いわゆる立地協定の関係はどのようになっているのか、市長の認識をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

リサイクル燃料備蓄センターの概要という資料と使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書、この資料の関係性ということについてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書、いわゆる立地協定でございますけれども、この前提となるのがリサイクル燃料備蓄センターの概要であると私たちは認識をさせていただいております。これは、立地協定の前文になりますけれども、ここにむつ市が使用済燃料中間貯蔵施設をむつ市内に立地することに関し了承しという記載がございます。この了承することの大前提がリサイクル燃料備蓄センターの概要に基づくものでございます。

一方で、協定書のほうには、この概要のうち50年貯蔵の部分にしか触れていません。ただ、この部分は中間貯蔵施設の根幹であるため改めて確認をしたものであり、概要のその他の部分につきましても立地の大前提となっていることに違いはないものと認識をしております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今まさに部長が説明したとおりでありまして、当時は、

よもやこの概要が変更になることは想定すらしていませんでした。この概要を前提とする様々な説明を受けて、私たちは立地を了承したわけであり、内容が変わることがあってはならないことでもあります。立地の前提が、私です、今崩れているという思いであります。そもそも私たちは、立地を了承したことになるのです。そういうことで、立地協定の取扱いも含めて、市長はどのような認識を示しているのかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、現状といたしまして、事業者は債務不履行の状態に既にあると考えてもよいと認識しております。そもそも概要では2010年までに操業を開始しておりますので、事業者側として、その履行が確保できていない状態にあります。操業開始は、新税の成立いかんにかかわらず、搬入されるキャスクからの固定資産税収入を当市が得ることに直結しています。私たちは、この債権があるという法的攻勢も可能であります。

また、概要には年間200トンから300トン程度の使用済燃料を4回程度に分けて搬入するとしておりますが、現在この前提が崩れているということもあるようですので、立地の根拠や立脚点が失われ、協定の前提が揺らいでいると言えます。

私たちは何かだまされているのではないかと、そう思うこともあります。少なくとも私自身が法制度の担当部長として申し上げられるのは、この協定はあくまでも契約ですので、いつでも私たちは解除できるということでもあります。

また、立地の前提が変わったということであれば、改めて直ちにリサイクル燃料備蓄センターの概要を出し直すべきではないかということと、それを前提に協定の在り方について議論することが必要になると考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 先ほどの佐々木隆徳委員のときに市長も話したのですが、東京電力ホールディングス株式会社も社長が替わり、そしてリサイクル燃料も社長が4人目です。この間、むつ市に対して、どのような形の中で付き合いをしてきたのか、自分も知っているつもりですが、ただ事に至って全然進まないこの現状の中で、本当にこれでいいのかという思いであります。

最後に、市長、お答えください。私は、R F S社の姿勢は、本当に都合がよ過ぎると考えています。逃げるような姿勢で、親会社に責任を押しつけて

いるような感じすらします。非常に残念で、立地を推進した立場の私としては、本当に市民に対しても皆さんに対しても責任を感じています。

概要に示されている事業の内容については、立地を了承したことの根幹であります。これから議会に、皆さんから出ていますけれども、親会社の招致、この招致で、東京電力が逃げるような姿勢であったならば、私たちは立地協定の見直しを含め、今までにない強い姿勢で臨むべきと私は思いますけれども、市長の認識をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、先ほど担当部長から、法制担当の部長から答弁がありました。世の中法的なことだけではないですが、法的なことを前提に物事が動いていくということだと思っています。そうした中で、メディアがいる前で、あまりだまされているのではないかという懸念ということについては、これがふさわしい表現だったかどうかはともかくとして、ただやっぱりそれが市職員や、あるいは一般の市民の皆様のような率直な意見表明だったのではないかというふうに私自身は、先ほどの答弁を受け止めています。先ほどの答弁は、そのように受け止めています。

質問に答える前に状況を整理すると、考えられないことが進行しているのです。つまり使用済燃料という核燃料物質がむつ市に搬入されるという事業があると。ところが、そういうふうに使われているけれども、事業計画がなくなっている。ほぼない。示されるめどもない。そうした中で、一方で国は中間貯蔵事業を大事だと言うと。当市にゆかりも何もない事業者がここに搬入したいみたいな話があったり、その事業の連合体が、それは重要だとまた言うてくる。名のりを上げてくる。さらにもっと考えられないことは、そのことに主体性を取り組むべきはずのR F S社やその親会社の2社が全く当事者意識がない。一体この責任は誰が負うのでしょうかということだと思っております。ただむつ市とか、むつ市民とか、むつ市議会と押しつけられているだけなのではないかというふうにも思うわけです。

招致ということを決めていただいて、そういうことになるのであれば、これは東京電力のこれからの回答が全てだと思っております。その回答に全てがかかっていると思っております。これ聞いていると思っておりますけれども、責任を持って事業計画の説明をすることに期待をしていますし、もともとそれがなければ、委員がおっしゃるように立地協定の前提が崩れるものと私自身は考えています。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、現状が全く進まない状況である、このことについてご意見等がある委員はご発言を願います。

山本留義委員。

○委員（山本留義） 各委員から、この現状を踏まえて、東京電力ホールディングス、日本原電を招致して意見を聞くべきではないかということがございました。私は、本当に今の現状を打破するには、どうしても親会社の招致が必要だと思いますけれども、その辺の取り計らいを正副委員長にお願いします。

○委員長（富岡幸夫） ただいま山本委員よりご意見がありました、参考人、親会社である東京電力に対して、招致すべきであろうというようなご発言があります。これについて皆様からほかにご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ありませんので、このことについて、参考人として、親会社である東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社にも、リサイクル燃料貯蔵株式会社出資者であることから、招致をいたしたいと考えますが、このことについて可能かどうか、参考人として呼び出す役員の方々等含めて、スケジュールについても正副委員長にご一任いただくこととし、要請いたしたいと思いますが、そのほかのご意見ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） それでは、そのように決定いたしたいと思います。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午後 零時 27分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫